

本人通知登録申請書

長門市長 様

令和 年 月 日申請

長門市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、裏面の内容に同意の上、次のとおり登録を申請します。

申請者	フリガナ氏名		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	住所			
	連絡先	自宅・携帯	—	
区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 ( <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> その他 _____ )			

申請者と同一世帯又は同一戸籍の方は、登録者欄に本人が自署することにより、申請者に委任する意思表示として、登録します。なお、登録者が15歳未満の場合は、法定代理人が代筆してください。

登録者欄	①	フリガナ氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
		住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
		本籍	山口県長門市		
		筆頭者			
	②	フリガナ氏名		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
		住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ 山口県長門市		
		本籍	<input type="checkbox"/> ①と同じ 山口県長門市		
		筆頭者	<input type="checkbox"/> ①と同じ		
	③	フリガナ氏名		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
		住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ 山口県長門市		
		本籍	<input type="checkbox"/> ①と同じ 山口県長門市		
		筆頭者	<input type="checkbox"/> ①と同じ		
	④	フリガナ氏名		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
		住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ 山口県長門市		
		本籍	<input type="checkbox"/> ①と同じ 山口県長門市		
		筆頭者	<input type="checkbox"/> ①と同じ		

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 登録者名簿への登録日は、申込受付日の翌日です。

※事務処理欄

受付	審査	入力	確認	本人確認書類	代理人確認書類
				<input type="checkbox"/> 個力、免許証 ( ) 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証、年金手帳 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記事項証明 <input type="checkbox"/> その他 ( )

(裏)

## 本人通知制度について

- 1 本人通知は、登録をした者に係る住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（除附票、改製原を含む。）、戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む。）、戸籍記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

<p>（注）本人等・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者 （戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属</p>
---

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、市長が特別の事情があると認めるときを除きます。
- 3 申請の際は、次の書類を提示又は提出してください。
  - （1）申請者本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、旅券、運転免許証等）
  - （2）法定代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（戸籍謄本等）
  - （3）任意代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（申請者の本人確認書類を添付した委任状）
- 4 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
  - （1）住民票の写し等の交付年月日
  - （2）交付した住民票の写し等の種別及び通数
  - （3）交付請求者の種別

なお、交付請求者の種別は「本人の代理人」「第三者請求・個人」「第三者請求・法人」「第三者請求・職務上請求書」の4種類です。また、交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 5 登録を希望する者が疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 6 郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - （1）疾病等により直接申請をすることができない場合
  - （2）他の市区町村に居住し、遠隔地等の理由により直接申請をすることができない場合
- 7 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 8 登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録は廃止します。
- 9 登録申請等の受付は、市役所総合窓口課戸籍・住民記録班、各支所及び各出張所の窓口で行います。